

第5 退職後の活動について

1 公立学校共済組合友の会・互助団体退職互助部(会)について

(1) 一般財団法人公立学校共済組合友の会

「公立学校共済組合友の会」は、公立学校共済組合の年金受給者の福利の向上と生活の安定を図ることを目的として、昭和56年8月に設立された団体です。組合員であった方(年金受給者および年金待機者)は友の会会員として登録され、入会金や年会費等はありません。

資料請求・問い合わせ窓口(公立学校共済組合友の会事務局)

03-6272-3755 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00

0120-122-169 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 10:00～16:00

ホームページ

<https://k-tomo.or.jp/>

区分	項目	事業案内	備考
保険事業	団体医療保険	満74歳まで新規加入でき、満84歳まで継続加入できます。病気による入院・手術の費用や、がんの外来治療、先進医療等をサポートする保険です。	
	団体傷害保険	満74歳まで新規加入でき、加入後は年齢制限なく継続加入できます。日常生活のケガや交通事故による死亡・入院・退院等を補償する保険です。	
	介護サポート保険	満40歳～満79歳まで新規加入ができ、満89歳まで継続加入できます。加入者が所定の要介護状態(要介護2相当から)になった場合に介護一時金を受け取れる保険です。	
その他の事業	会報誌「公立共済友の会だより」発行	年金・その他共済制度についての情報や著名人へのインタビュー、会員からの投稿文などを盛り込んだ会報誌「公立共済友の会だより」を年3回(5月号、8月号、11月号)無料で配布しています。	
	ガイドブック発行	友の会の活動内容や年金についてなど、退職後の人生設計に役立つ情報を掲載したガイドブックを発行し、退職予定者説明会で配布しています。	
	文化事業	著名人や公立学校共済組合直営病院長などを招いた講演会の開催や、国立劇場等の観劇チケットを会員割引にてご案内しています。	
	出版サービス事業	ライフワーク等をまとめた書籍の出版をお考えの会員向けに、自費出版支援事業を行っています。	
	自動車保険	会員向けの自動車保険「せつやく先生(愛称)」をご案内しています。	

(2) 教職員互助組合退職互助部

退職互助部は、現職互助組合からの支援を受けながら、会員の「健康・生活・生きがい」に関して、自立を支え合い助け合っている組織です。

【事務所】

〒400-0031 甲府市丸の内三丁目33番7号 山梨県教育会館2階

電話 055-222-2613 FAX 055-222-2680

【会員の加入資格】

教職員互助組合に通算5年以上、年齢45歳以上で退職し、加入掛金を納入した方

【加入手続】

退職互助会に加入を希望する場合は、次の手続が必要となります。

①継続加入届(又は加入届)の提出

②入会金(終身会費)の納付(「退職生業資金」の一部を充当します。令和4年度は90万円でした。)

※定年退職者は退職時及びその次年度終了時の2回、早期退職者は退職時と同年齢会員の定年退職までの毎年度終了時加入できる。

区分	項目	事業案内	備考
給付事業	療養補助金	70歳未満の会員が医療機関で受診治療した時、法定医療費総額の3割から2,500円を控除した額。 限度額 1ヵ月・一医療機関につき20,000円、年60,000円 70歳以上83歳未満の会員が医療機関で外来により受診治療した時、法定医療費総額の1割から1,000円を控除した額。 限度額 1ヵ月・一医療機関につき10,000円、年40,000円	
	入院見舞金	70歳以上の会員が、連続して21日以上入院し、受診治療を受けたとき 10,000円を給付(同一年度1回とする)	
	死亡弔慰金	会員が死亡したとき 10,000円	
	退会金	会員が退会したとき 入会金と同額 ・83歳以上で退会したとき ・死亡したとき ・特別な事由で認められたとき(他県転居)	
	長寿祝品	会員の健康長寿を祝って記念品を贈呈 古希の祝 5,000円相当品 喜寿の祝 5,000円相当品 米寿の祝 10,000円相当品 白寿の祝 15,000円相当品	
	放送大学履修補助	会員が放送大学を受講したとき、入学料の範囲内で1年度に3,000円を限度として補助	
	療養補助金無給者祝金	入会から10年間療養補助金を受けなかった会員に20,000円を給付(1回限り)	
福祉事業	人間ドック補助金	入会3年目、6年目、9年目の会員20,000円を限度に補助	
	地区福祉事業助成金	各地区に事業費として助成	
	互助だより発行	互助だより退互部編を年3回発行	

(3) 高等学校教職員互助会退職互助会

高等学校教職員互助会は、会員相互扶助の精神に基づき、昭和51年2月26日退職互助会制度を設立しました。この制度は退職後の医療保障を行うとともに、会員相互の親睦をはかり生きがいのある豊かな生活を図ろうとするものです。

【事務所】

〒400-0031 甲府市丸の内三丁目33番7号 山梨県教育会館内

電話 055-226-5033 FAX 055-226-5056

【会員の加入資格】

山梨県高等学校教職員互助会会員(55歳以上)が退職した場合(加入手続きが必要)

【加入手続】

退職互助会に加入を希望する場合は、次の手続が必要となります。

①加入申込書の提出

②規程の出資金納付(「退会慰労金」の一部を充当します)

※55歳以上60歳未満の方は、60歳になって最初の3月31日まで、給付の停止があります。

区分	項目	事業案内	備考
給付事業	療養給付金	<p>会員が疾病、負傷により療養を受けたとき</p> <p>○平成16年度以前入会者 70歳の誕生日まで、国民健康保険又は社会保険各法に適用される療養費のうち、本人が負担した額(附加金等その他の法令による公費負担を控除した額)を給付。</p> <p>○平成17年度以降入会者 各保険制度に適用される療養費総額のうち、本人が負担した額(1か月同一医療機関同一診療ごと)から、(3,000円+100円未満端数)を控除した額。(17,000円を上限) 後期高齢者医療制度による一部負担金の給付は行なわない。</p>	注1参照
	傷害給付金	<p>会員がケガを原因として次に該当した場合(後遺障害・死亡は、医療機関・損害保険会社が認定した場合)</p> <p>(1)事故日から180日以内に死亡したとき 700,000円 (2)傷害による後遺障害のとき 最高700,000円 (3)傷害により通院したとき 1日につき500円(90日)を限度 (4)傷害により入院したとき 1日につき1,000円(180日)を限度 ただし、互助年金事業により給付があった場合は該当しない。 また、平成3年度以前の入会者及び平成17年度以降の入会者には給付を行なわない。</p>	注1参照
	入院見舞金	<p>会員が、7日以上引き続いて入院したとき、最初の入院の日より通算500日を限度として日額1,000円を給付(H19.4.1～) ただし、平成17年度以降の入会者には給付を行なわない。</p>	注1参照
	死亡弔慰金	<p>会員が死亡したとき給付</p> <p>平成3年度以前の入会会員 10,000円 平成4年度～平成16年度の入会会員 50,000円</p>	注1参照
	出資還付金	<p>○給付停止期間中(満60歳になって最初の3月31日まで)に死亡したとき 出資金の全額</p> <p>○共済組合任意継続組合員になる資格を有する期間中に死亡したとき 加入時出資金-(療養給付金+入院見舞金支給額)×1/2</p> <p>○平成17年度以降の入会会員が在会3年を経過し、退会届をもって退会したとき 加入時出資金×70%-(3年間の給付金合計)</p>	注1参照

※注1 療養給付金、傷害給付金、入院見舞金、死亡弔慰金、出資還付金、金婚祝金、長寿祝金、人間ドック給付については、平成26年4月1日より、しばらくの間、7割額の給付となります。

区分	項目	事業案内	備考
給 付 事 業	金 婚 祝 金	平成4年度～平成16年度の入会者については、結婚50年を祝い、金婚祝金として 30,000円を贈呈 ただし、平成3年度以前の入会者及び平成17年度以降入会者には給付を行なわない。	注1 参照
	長 寿 祝 金	会員の健康長寿を祝い、長寿祝金を贈呈 平成3年度以前 平成4年度～16年度 の入会者 の入会者 互助の祝(65歳) 5,000円 10,000円 古希の祝(70歳) 10,000円 30,000円 喜寿の祝(77歳) 20,000円 50,000円 米寿の祝(88歳) 50,000円 100,000円 白寿の祝(99歳) 100,000円 200,000円 ※平成17年度以降入会者は喜寿の祝(77歳)のとき 10,000円	注1 参照
	人 間 ド ッ ク 給 付	会員に3年に1回、人間ドッグを受診した場合に助成 ・互助会主催の人間ドッグの場合は、15,000円を補助 ・市町村主催の人間ドッグの場合は、個人負担金を補助(上限15,000円) ただし、平成17年度以降入会者については4,000円を補助	注1 参照
	退 職 互 助 会 加 入 祝 金	加入者には入会祝記念品(10,000円相当)贈呈	
福 祉 事 業	施 設 利 用 補 助	会員が指定施設を宿泊利用したとき給付 1泊につき 1,500円 年度間3泊まで(会員本人のみ)	
	研 修 旅 行	研修旅行に参加した会員へ補助	
	懇 親 会	懇親会に参加した会員へ補助	
	芸 術 鑑 賞 会	芸術鑑賞会に参加した会員へ補助	
	放 送 大 学 履 修 補 助	会員が放送大学を受講したときは、1年に3,000円以内を補助	
	紫 玉 会 ス ポ ー ツ 大 会	紫玉会ゴルフ大会等に参加した会員へ、1回につき、1,000円を補助	
	そ の 他 の 事 業	カルチャー教室(個人負担金あり)を開催	
	退 互 だ よ り 発 行	年1回全会員に配付	
	互助会会員証の発行	会員証は入会時に発行し、これを呈示することにより、様々な施設の割引が利用できる。	

※注1 療養給付金、傷害給付金、入院見舞金、死亡弔慰金、出資還付金、金婚祝金、長寿祝金、人間ドッグ給付については、平成26年4月1日より、しばらくの間、7割額の給付となります。

2 シルバー人材センターについて

シルバー人材センターでは、原則60歳以上の健康で働く意欲のある方が会員になり、高齢者の生きがい充実と社会参加を目的に、企業・家庭・公共団体から引き受けた臨時的・短期的・その他軽易な高齢者にふさわしい仕事を請負・委任または派遣により就業します。

会員は就業や収入の保証はありませんが、働いた仕事に応じて「配分金」や「賃金」を得ることが出来ます。

※公益社団法人山梨県シルバー人材センター連合会ホームページ

<https://www.y-sjc.jp/index.php>

また、山梨県シルバー人材センター連合会では、シルバー事業を啓発するとともに、高齢者活躍人材確保育成事業で高齢者の雇用就業を促進するための各種技能講習会を実施しています。受講料は、無料です。

問い合わせ先 山梨県シルバー人材センター連合会(TEL 055-228-8383 E-mail y-rengo@sjc.ne.jp)

事務所一覧表

名称	事務所所在地		電話番号	加入市町村
公益社団法人山梨県シルバー人材センター連合会	甲府市飯田3丁目3番28号 スカイハイツ1階		055-228-8383	
公益社団法人甲府市シルバー人材センター	甲府市相生2-17-1		055-222-9488	甲府市
公益社団法人東部広域シルバー人材センター	大月事務所	大月市大月町花咲 10 大月市総合福祉 センター1階	0554-22-2900	大月市、 都留市、 上野原市
	都留事務所	都留市田野倉1330	0554-45-3500	
	上野原事務所	上野原市上野原 3757	0554-62-4700	
公益社団法人東山梨地区広域シルバー人材センター	塩山事務所	甲州市塩山上於曾 1833鶴田ビル1階1 号室	0553-32-4110	甲州市、山梨市
	山梨事務所	山梨市小原西955	0553-22-4150	
公益社団法人富士五湖広域シルバー人材センター	富士吉田市松山1248		0555-22-9241	富士吉田市、 富士河口湖町、 西桂町、忍野村、 山中湖村、 鳴沢村
公益社団法人峡北広域シルバー人材センター	韮崎市中田町中条1795 道の駅にらさき2階		0551-25-6300	韮崎市、北杜市
公益社団法人峡南広域シルバー人材センター	鰻沢事務所	南巨摩郡富士川町 鰻沢655-8	0556-22-8701	市川三郷町、 富士川町、 早川町、身延町、 南部町
	身延事務所	南巨摩郡身延町 梅平2483-36	0556-62-1165	
公益社団法人峡中広域シルバー人材センター	甲斐市篠原2644-3		055-279-6626	甲斐市、中央市、 昭和町
公益社団法人南アルプス市シルバー人材センター	南アルプス市飯野2806-1		055-282-6633	南アルプス市
公益社団法人笛吹市シルバー人材センター	笛吹市石和町小石和751スコレパ リオ2階		055-225-6703	笛吹市

3 ことぶき勸学院について

生涯学習の理念に立ち、高齢者に対して、専門的かつ継続的な生涯学習の場を提供し、高齢者の学習ニーズに応えるとともに、高齢者の生きがいづくりを支援し、活力に満ちた地域づくりの指導者養成を目指します。

(1) 入学資格

県内在住の概ね60歳以上の方。健康で学習意欲があり、通学が可能な方。

(2) 修業年限

2年間

(3) 講座内容

①必修講座

甲府拠点と都留拠点を中心に県内5か所の地域教室で実施します。

山梨や日本の文化歴史、現代の社会問題、地域の課題などをテーマにした学習や討論を行います。

ふれあい行事では、全ての勸学院生が一同に集い、入学式(始業式)、勸学院祭、卒業式(修了式)を行います。

②選択講座

自主的な計画に基づいて実施するもので、大学や市町村等による公開講座等への参加と地域貢献活動を行います。

(4) 学習の場

通学可能なところで学べます

問い合わせ・申し込みは各教室へ

拠点	地域教室	会場	住所	連絡先
甲府拠点	甲府教室	山梨ことぶき勸学院	甲府市東光寺 2-25-1	ことぶき勸学院事務局 055-233-6947
	中北教室	北巨摩合同庁舎	韮崎市本町4-2-4	中北教育事務所 0551-23-3008
	峡南教室	南巨摩合同庁舎	富士川町鰯沢771-2	峡南教育事務所 0556-22-8154
都留拠点	南都留教室	南都留合同庁舎	都留市田原2-13-43	富士・東部教育事務所 0554-45-7335
	北都留教室	大月市総合福祉センター	大月市大月町花咲10	

(5) 学費

基本学習費 16,000円

※学習場所への交通費・教材費・クラブ活動・選択講座に要する経費、また原則全員加入の損害保険料(年間800円程度)は別途自己負担となります。

4 ことぶきマスター制度について

長い人生経験から培ってきた知識や技能、生活の知恵を広く県民が認識し、その様々な能力を社会で活かすため、活動意欲のある60歳以上の高齢者やグループを、知事が「ことぶきマスター」として認定しています。また、認定されたことぶきマスターは、県社会福祉協議会が運営する「ことぶきマスター人材バンク」に登録され、市町村や各種施設のイベントやレクリエーションなどで、特技を活かした活動をしています。

(1) ことぶきマスターの認定について

○認定条件

- ・60歳以上の個人またはグループ（グループは原則として60歳以上の者で構成する）
- ・長年の経験から得た知識や技能、生活の知恵などを有していること
- ・高齢者の生きがいづくりや地域づくり等に貢献する活動を実施していること
- ・認定後は、県社会福祉協議会が設置する「ことぶきマスター人材バンク」に登録し、積極的に社会活動すること

○活動部門

認定対象となる活動の分野は、音楽、手品、演劇、社交ダンス、ボランティア活動、健康づくり活動、料理等幅広く、特に制限はありません。

部門名	例
生活・伝承	自治会活動・ボランティア・子供クラブ活動・料理・漬物・子育て・和裁・洋裁・編物・木工・神楽・祭・民謡・伝説・着付・話し方・健康・竹細工・わら細工・郷土玩具・農事・地場産業・その他
芸術・芸能・趣味・教養	書道・絵画・音楽・詩吟・演劇・社交ダンス・舞踊・短歌・俳句・茶道・生け花・手品・彫刻・陶芸・園芸・盆栽・草花・野鳥・写真・囲碁・将棋・地理・天文・郷土史・文芸・古文書の読み方・その他

○認定手順

ことぶきマスターになるためには、市町村または県社会福祉協議会による推薦を受ける必要があります。まずはお住まいの市町村の高齢者福祉担当課または県社会福祉協議会（055-254-8610）へお問い合わせください。

推薦のあった高齢者またはグループが認定条件を満たすと認められるときは、「ことぶきマスター」として認定し、証書およびバッジを交付します。

(2) ことぶきマスター人材バンクについて

ことぶきマスターに認定されると、県社会福祉協議会が運営する「ことぶきマスター人材バンク」に登録され、依頼に応じて地域のイベントや福祉施設等で活躍していただきます。

主な派遣先としては、高齢者福祉施設（グループホーム、デイサービスセンター等）、児童関連施設（小学校、児童館等）、市町村や市町村社協が行うイベントなどがあります。

なお、ことぶきマスターの派遣を希望される場合は、県社会福祉協議会（055-254-8610）へご相談ください。

第6 子育てに関する制度について

1 山梨県教育委員会職員仕事・子育て共同参画推進プランについて

職員が安心して子育てできるよう職場を挙げて支援し、職員全体で次世代育成支援を推進していくことを目的に、「山梨県教育委員会職員仕事・子育て共同参画推進プラン」を策定しています。

①計画の推進体制

各所属に子育て相談員、関係課に子育て支援推進員を設置
子育て支援推進員等を構成員とした山梨県教育委員会特定事業主行動計画推進委員会を設置

②子育てに関する休暇や育児休業等の各種制度の周知

子育てハンドブック等の作成・配布
グループウェア等を活用した制度周知

③子育てをする職員への支援

子育て支援計画表の活用
育児休業を取得する際の支援

④男性職員の子育て目的の休暇や育児休業等の取得促進

⑤子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取組

⑥仕事と子育ての両立の一層の推進

※詳細については次のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.yamanashi.jp/kyouikusom/r20401shigotokosodatekyoudousankaku.html>

2 妊娠前、妊娠中及び出産後の制度について

(1) 職務免除・休暇制度について

区分	項目	内容	期間/回数等	
妊娠前、妊娠中及び出産後の制度	不妊治療休暇	不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	年6日以内(体外受精その他の人事委員会で規則で定める不妊治療に係るものにあつては10日以内) 1日または1時間を単位	
	妊娠中の職務免除	つわり休暇 ※職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第9号	年7日以内で、 1日または1時間を単位	
	妊娠中の職務免除	妊娠中の休息等 ※職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第10号	その都度必要と認める期間	
	妊娠中の職務免除	妊娠中の通勤緩和 交通機関(公共交通機関の他、妊婦である女性職員が運転する自動車も含む。)の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合 ※職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第11号	1日につき1時間を超えない範囲	
	妊娠中の通院休暇	母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合に取得(有給休暇) ※医師等の特別の指示があつた場合は、その指示された回数		
	産前		妊娠したと認められたときから妊娠満23週まで	4週間に1回
			妊娠満24週から満35週まで	2週間に1回
			妊娠満36週から分べんまで	1週間に1回
	分べん休暇	分べん予定の職員が申し出た場合及び職員が出産した場合の休暇(有給休暇) 分べん予定日の前8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)に当たる日から分べんの日後8週間目に当たる日までの期間内に取得	産前8週(56日)+出産日(1日)+産後8週(56日)=113日 ※多胎妊娠の場合にあつては計155日	
	男性職員の育児参加休暇	職員の配偶者が出産する場合で、職員が当該出産の子又は小学校就学前の子を養育するため、勤務しないことが相当であると認められるときに取得(有給休暇)	出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの間に5日以内で、1日又は1時間を単位とする。	

配偶者出産休暇	職員の配偶者が出産する場合で、入院の付添い等が必要と認められるときに取得(有給休暇)	配偶者の入院等の日から出産日の後2週間を経過する日までの間に3日以内で、1日又は1時間を単位とする。
出産後の通院休暇	母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合に取得(有給休暇)	産後1年までの期間内に1回、必要な時間 ※医師等の特別の指示があつた場合は、その指示された回数

区分	項目	内容
共済組合	産前産後期間中の掛金特例措置	平成26年4月1日より 産前産後休業を取得し、掛金免除の申出をした組合員に対して、産前産後期間(産前42日・産後56日)の掛金を免除する。

(2) 出産時の経済的支援措置について

区分	項目	内容
共済組合	出産費 / 家族出産費	組合員又は被扶養者が出産したとき、一児につき50万円(産科医療補償制度の対象とならない場合は48万8千円)を支給
	出産手当金	組合員が出産のため勤務を休み、給料の全部又は一部が支給されないとき支給 支給期間: 出産日(出産日が予定日後のときは出産予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)、出産後56日まで 支給額: 1日につき標準報酬日額(標準報酬月額 \times 1/22の額) \times 2/3 給料の一部が支払われる場合は、差額分が支給されます。
	出産費附加金 / 家族出産費附加金	組合員又は被扶養者が出産し、出産費を受給する場合、一児につき5万円を支給
教職員互助組合	出産見舞金	会員又は会員の妻が出産したときは、1件につき1万円を支給
高等学校教職員互助会	出産手当金	会員又は会員の配偶者が出産したときは、1万円を支給

3 育児期の制度について

(1) 休暇制度等について

区分	項目	内容	期間/回数等
育児期の制度	育児休暇	職員が、生後満1年6月に達しない子を保育するため、授乳等を行う場合(託児所への送り迎え等子を育てるための一般的な世話をを行う場合も含む)(有給休暇)通勤事情等の関係からやむを得ないと認められる場合には、2回分を連続することができる。	1日2回、それぞれ60分(育児短時間勤務職員等については1日における勤務時間が4時間を超えない場合は1日1回30分、4時間を超える場合は1日2回それぞれ30分)
	育児休業	3歳に満たない子を養育する職員は、次に掲げる職員を除き、その子が3歳に達する日まで、承認を受けて育児休業をすることができる。(無給) [育児休業をすることができない職員] ① 臨時的に任用される職員 ② 育児休業に係る期間を任期と定めて採用された職員 ③ 勤務延長職員 短期(5日以内)の育児休業については、各職員の業務状況に応じ、複数回取得することができる。	
	育児短時間勤務	育児短時間勤務は、育児を行なう職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、常時勤務を要する職を占めたまま、希望する日及び勤務時間帯において勤務することができる(勤務しない時間について給与を減額) 1週間当たりの勤務時間は、次のいずれかとなります。 3時間55分 \times 5日、4時間55分 \times 5日、7時間45分 \times 3日、7時間45分 \times 2日+3時間55分 \times 1日	

	部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、その子が小学校就学の始期に達する日まで、承認を受けて部分休業をすることができる。(勤務しない時間について、1時間あたりの給与額を減額) [部分休業をすることができない職員] ① 育児短時間勤務をしている職員 ② 育児休業法第17条の規定による短時間勤務職員	正規の勤務時間の始め又は終わりに関して、1日を通じて2時間を超えない範囲で、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位とする。
育児期の制度	育児等のための早出遅出勤務	「小学校に就学するまでの子を養育する職員」及び「ファミリー・サポート・センター又は児童デイサービス事業及び放課後子ども教室等の活動を行う施設に、その子を出迎えるために赴き、又は見送るために赴く職員」は、その請求により、公務の運営に支障がある場合を除き、1日の勤務時間の長さは変えないで、始業及び終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げて勤務することができる。	始業の時刻は午前7時以後、終業の時刻は午後10時以前の設定とし、休憩時間を除き連続する7時間45分の勤務時間とする。
	子の看護休暇	職員が、中学校就学の始期に達するまでの子の負傷若しくは病気の世話又は疾病の予防を図るため、勤務しないことが相当であると認められる場合(有給休暇)	年5日(2人以上の場合は年10日)以内とし、1日又は1時間を単位とする。
	子育て時間	小学校に就学している子を養育するため、公務に支障のない範囲で、1日の勤務時間の一部について、勤務しないことができる(無給) 【子育て時間をすることができない職員】 ① 育児短時間勤務をしている職員② 育児休業法17条の規定による短時間勤務職員	正規の勤務時間の始め又は終わりに関して、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の養育の態様、勤務の状況等から必要とされる時間について、30分を単位とする。
	学校行事参加休暇	中学校修了前の子を養育する職員が、その子が在籍する学校等が実施する行事に参加するため、勤務しないことが相当と認められる場合(特別休暇)	年2日(3人以上の場合は年3日)以内とし、1日又は1時間を単位とする。

(2) 育児期の経済的支援措置について

項目		内容
共済組合	育児休業手当金	組合員が育児休業を取得した場合、支給 支給期間: 当該育児休業に係る子が1歳に達する日まで支給 (パパ・ママ育休プラスに該当するときは、1年を限度に1歳2か月まで、保育所に入れない等特別の事情に該当するときは最長2歳まで) 支給額(平成26年4月1日から改正) ① 育児休業開始時から180日に達するまで 1日につき標準報酬日額(標準報酬月額 \times 1/22) \times 67/100(上限あり) ② 育児休業開始時から180日を超える期間 1日につき標準報酬日額(標準報酬月額 \times 1/22) \times 50/100(上限あり)
育児休業掛金免除	共済組合	育児休業中の組合員の申し出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間について免除
	教職員互助組合	育児休業中の会員の申し出により、育児休業を開始した日の属する日の翌月(その日が月の初日の場合は、その属する月)からその育児休業が終了する日の属する月の前月(その日が月の末日の場合は、その属する月)までの期間について掛金のうち8割は免除となり、2割は延納扱いで復職時に納入
	高等学校教職員互助会	育児休業法に基づく育児休業者の休業期間中の掛金は、会員の申し出により、掛金のうち1000分の7は免除となり、1000分の3は延納扱いで復職時に納入
教職員互助組合	入学祝金	子供が小学校へ入学したとき 5千円を支給
	卒業祝金	子供が中学校を卒業したとき 5千円を支給
児童手当		子ども(15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)を監護し、かつ、その子どもと一定の生計関係にある父又は母等に支給 子ども1人当たり 10,000円(月額)「3歳未満15,000円」※所得制限あり

4 子育て相談総合窓口(愛称かるがも)

身体の発達・健康、食事・離乳食、知的・言語の発達、情緒・性格、生活習慣、幼稚園・保育所(園)・学校関係、社会性の発達、家庭や親の問題など子育てに関する悩み全般に対応します。

相談はすべて無料・秘密は厳守します。

専門的事例については、各種相談窓口・行政機関・医療機関等の紹介及び臨床心理士によるカウンセリングを行います。

【専用電話】 055-228-4152

【相談場所】 男女共同参画推進センター[ぴゅあ総合]1階(甲府市朝気1-2-2)

【相談日時】 月～金 午前9時00分～午後4時30分

土・日・祝日 午前9時00分～午後3時30分

※休業日:第2・第4月曜日と年末年始(12月29日～1月3日)

第7 介護に関する制度について

1 休暇制度について

項目	内容	期間/回数等
短期の介護休暇	要介護者の介護又は山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第24条の3、山梨学校職員の勤務時間等に関する規則第23条の3に規定する世話を行う職員が、当該介護又は当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇(有給休暇)	要介護者が1人の場合は年5日以内、2人以上の場合は年10日以内
介護休暇	職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇(勤務しない時間について、1時間あたりの給与額を減額)	要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲

2 経済的支援措置について

区分	項目	内容
共済組合	介護休業手当金	組合員が初めて2週間以上の介護休暇を取得したとき 支給期間:介護休業の開始日から66日までの範囲内(土日祝日を除く) 支給額:1日につき標準報酬日額(標準報酬月額 \times 1/22) \times 67/100(上限あり)
教職員互助組合	介護手当金	会員が介護休暇を取得したとき、3ヶ月を限度として8,000円を給付する。ただし、公立学校共済組合による介護休業手当金の給付終了後とする。
高等学校教職員互助会	介護休暇給付	会員が介護休暇を取得したときは、6ヶ月を限度として、前半3ヶ月は月額1万円、後半3ヶ月は月額2万円を給付

3 相談窓口

(1) 地域包括支援センター

高齢者の方が住みなれた地域で安心して暮らせるように、介護、福祉、健康、医療など様々な面から総合的な支援を行うため、次のとおり各市町村に地域包括支援センターが設置されています。

地域包括支援センターでは保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となり、総合相談支援業務や介護予防に関するマネジメントなどを行っています。

山梨県内地域包括支援センター 一覧

R4. 8現在

圏域	市町村名	地域包括支援センター名	所在地		電話番号	備考
			郵便番号	住所		
中北	甲府市	甲府市東地域包括支援センター	400-0861	甲府市城東4-13-15	055-233-6421	琢美 東 富士川
		甲府市南東地域包括支援センター	400-0815	甲府市国玉町951-1	055-223-0103	里垣 玉諸 甲運
		甲府市西地域包括支援センター	400-0041	甲府市上石田1-8-20	055-220-7677	貢川 石田 池田 新田
		甲府市南西地域包括支援センター	400-0053	甲府市大里町5315	055-220-2315	国母 大国 大里
		甲府市南地域包括支援センター	400-0851	甲府市住吉5-24-14	055-242-2055	伊勢 住吉 湯田 山城
		甲府市北東地域包括支援センター	400-0003	甲府市塚原町359	055-252-3398	相川 北新 新紺屋
		甲府市北西地域包括支援センター	400-0071	甲府市羽黒町1657-5	055-252-4165	千塚 羽黒 千代田 能泉 宮本
		甲府市中央地域包括支援センター	400-0031	甲府市丸の内2-9-28 勤医協駅前ビル4階	055-225-2345	春日 相生 穴切 朝日
		甲府市南地域包括支援センター	400-1507	甲府市下向山町910 健康の杜センターアネシス内	055-266-4220	中道 上九一色

山梨県内地域包括支援センター 一覧

R4. 8現在

圏域	市町村名	地域包括支援センター名	所在地		電話番号	備考
			郵便番号	住所		
中北	韮崎市	韮崎市地域包括支援センター	407-0024	韮崎市本町三丁目6-3	0551-23-4313	
	南アルプス市	南アルプス市地域包括支援センター	400-0395	南アルプス市小笠原376	055-282-7339	若草 櫛形 甲西
		南アルプス市北部地域包括支援センター	400-0221	南アルプス市在家塚1156-1 白根げんき館内	055-288-1440	八田 白根 芦安
	北杜市	北杜市地域包括支援センター	408-8511	北杜市高根町村山北割3261	0551-42-1336	
	甲斐市	甲斐市地域包括支援センター	400-0192	甲斐市篠原2610	055-278-1689	
	中央市	中央市地域包括支援センター	409-3892	中央市白井阿原301-1	055-274-8558	
	昭和町	昭和町地域包括支援センター	409-3880	中巨摩郡昭和町押越616	055-275-4815	
峡東	山梨市	山梨市地域包括支援センター	405-8501	山梨市小原西843	0553-23-0294	
	笛吹市	笛吹市北部長寿包括支援センター	406-0031	笛吹市石和町市部800	055-261-1907	石和 春日居
		笛吹市東部長寿包括支援センター	405-0073	笛吹市一宮町末木807-6	0553-34-8221	一宮 御坂
		笛吹市南部長寿包括支援センター	406-0822	笛吹市八代町南917	055-225-3368	八代 境川 芦川
	甲州市	甲州市地域包括支援センター	404-8501	甲州市塩山上於曾1085-1	0553-32-5600	
峡南	市川三郷町	市川三郷町地域包括支援センター	409-3601	市川三郷町市川大門1790-3	055-272-1106	
	富士川町	富士川町地域包括支援センター	400-0505	富士川町長澤2374-2	0556-22-4615	
	早川町	早川町地域包括支援センター	409-2732	早川町高住758	0556-45-2363	
	身延町	身延町地域包括支援センター	409-3304	身延町切石117-1 中富すこやかセンター内	0556-20-4611	
	南部町	南部町地域包括支援センター	409-2398	南部町内船4473-1	0556-64-4836	
富士・東部	富士吉田市	富士吉田市地域包括支援センター	403-8601	富士吉田市下吉田6-1-1	0555-22-1111	
		富士吉田市地域包括支援センターランチすこやか	403-0003	富士吉田市下吉田4-2-15	0555-21-1213	
		富士吉田市地域包括支援センターランチなごやか	403-0003	富士吉田市大明見5-21-31	0555-24-7088	
		富士吉田市地域包括支援センターランチほろやか	403-0016	富士吉田市松山1613	0555-24-5334	
		富士吉田市地域包括支援センターランチさわやか	403-0032	富士吉田市上吉田東7-11-1	0555-22-4111	
	都留市	都留市地域包括支援センター	402-0051	都留市下谷2516-1	0554-46-5114	
	大月市	大月市地域包括支援センター	401-8601	大月市大月2丁目6-20	0554-23-8034	
	上野原市	上野原市地域包括支援センター	409-0192	上野原市上野原3163	0554-62-3128	
	道志村	道志村地域包括支援センター	402-0209	道志村6181-1	0554-52-2113	
	西桂町	西桂町地域包括支援センター	403-0021	西桂町下暮地915-7	0555-25-4000	
	忍野村	忍野村地域包括支援センター	401-0511	忍野村忍草1445-1	0555-20-5211	
	山中湖村	山中湖村地域包括支援センター	401-0595	山中湖村山中237-1	0555-62-9976	
	鳴沢村	鳴沢村地域包括支援センター	401-0398	鳴沢村1575	0555-85-3081	
	富士河口湖町	富士河口湖町地域包括支援センター	401-0392	富士河口湖町船津1700	0555-72-6037	
	小菅村	小菅村地域包括支援センター	409-0211	小菅村4631-1	0428-87-9321	
	丹波山村	丹波山村地域包括支援センター	409-0305	丹波山村890	0428-88-0211	

(2) 認知症コールセンター

認知症高齢者を介護する家族等の悩みに対し、保健師等や認知症介護の経験者が精神面を含めた様々な相談に応じています。(秘密は厳守します)

【電 話】055-254-7711

【相談日時】月曜日～金曜日 午後1時～午後5時(年末年始、祝日除く)

【相談対象】認知症高齢者ご本人や家族等の介護者など(相談は無料です)

【相談員】保健師等

(公社)認知症の人と家族の会山梨県支部会員

(3) 若年性認知症相談支援センター

65歳未満で発症した認知症を「若年性認知症」と呼びますが、就労継続に向けた支援や経済的困窮への対応など、高齢者の認知症とは異なる支援が求められます。

センターに配置された若年性認知症支援コーディネーターが、こうした悩みに適切に対応します。(秘密は厳守)

【電 話】0553-22-2212

【相談日時】月曜日～金曜日 午前10時～午後3時(年末年始、祝日除く)

【相談対象】若年性認知症ご本人やご家族等(相談は無料)

【相談員】若年性認知症支援コーディネーター(日下部記念病院に委託)

(4) 山梨県立介護実習普及センター

介護実習普及センターでは、700点を超える福祉機器を展示するとともに、高齢者を介護している家族や一般県民(小・中・高・大学生を含む)の皆さんを対象に、各種講座を開催しています。

また、福祉機器や住宅改修についての相談も行っています。

【電 話】055-254-8680(甲府市北新1丁目2-12 県福祉プラザ内)

【開設日時】毎日 午前9時～午後5時(年末年始、祝日除く)

【利用料】無料(一部、講座に使用する材料などの実費が必要な場合があります。)

第8 ボランティア活動や生涯学習活動について

1 ボランティア活動や生涯学習活動の拠点等について

(1) 山梨県ボランティア・NPOセンター

所在地 〒400-0031 山梨県甲府市丸の内2-35-1 山梨県立やまなし地域づくり交流センター3階
 電話番号 055-224-2941(代)
 FAX番号 055-232-4087
 開館時間 火曜日～金曜日 9:00～21:00、土曜日・日曜日 9:00～17:00
 休館日 毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日振替休日)、祝日、年末年始
 ホームページ やまなしNPO情報ネット <http://www.yamanashi-nponet.jp/>

(2) 各地の社会福祉協議会 ふくしネット <http://www.v-fukushi.or.jp>

山梨県社会福祉協議会	400-0005	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4階	055-254-8610
甲府市社会福祉協議会	400-0858	甲府市相生2-17-1 甲府市役所南庁舎	055-225-2116
富士吉田市社会福祉協議会	403-0004	富士吉田市下吉田4-2-15 富士吉田市立下吉田中央コミュニティ センター富楽時内	0555-23-8105
都留市社会福祉協議会	402-0051	都留市下谷2516-1いきいきプラザ都留	0554-46-5115
山梨市社会福祉協議会	405-0006	山梨市小原西843-4	0553-22-8755
大月市社会福祉協議会	401-0015	大月市大月町花咲10	0554-23-2001
韮崎市社会福祉協議会	407-0037	韮崎市大草町若尾1680 韮崎市老人福祉センター内	0551-22-6944
南アルプス市社会福祉協議会	400-0332	南アルプス市鏡中條1642-2	055-283-8711
北杜市社会福祉協議会	408-0011	北杜市高根町箕輪新町50	0551-47-5202
甲斐市社会福祉協議会	400-0123	甲斐市島上条3163	055-277-1122
笛吹市社会福祉協議会	406-0822	笛吹市八代町南917	055-265-5182
上野原市社会福祉協議会	409-0112	上野原市上野原3163 総合福祉センターふじみ内	0554-63-0002
甲州市社会福祉協議会	404-0042	甲州市塩山上於曾977-5 塩山保健福祉センター2階	0553-34-8195
中央市社会福祉協議会	409-3821	中央市下河東620	055-274-0294
市川三郷町社会福祉協議会	409-3601	西八代郡市川三郷町市川大門416	055-272-4179
早川町社会福祉協議会	409-2714	南巨摩郡早川町草塩88 総合福祉センター内	0556-45-3003
身延町社会福祉協議会	409-2523	南巨摩郡身延町波木井272-1	0556-62-3773
南部町社会福祉協議会	409-2305	南巨摩郡南部町内船8812 南部町アルファセンター内	0556-64-2075
富士川町社会福祉協議会	400-0505	南巨摩郡富士川町長澤1942-1	0556-22-8911
昭和町社会福祉協議会	409-3864	中巨摩郡昭和町押越955-1	055-275-0640
道志村社会福祉協議会	402-0218	南都留郡道志村 9334	0554-52-2072
西桂町社会福祉協議会	403-0021	南都留郡西桂町下暮地915-7	0555-25-3333
忍野村社会福祉協議会	401-0511	南都留郡忍野村忍草1445-1	0555-84-4121
山中湖村社会福祉協議会	401-0501	南都留郡山中湖村山中352-1	0555-62-2227
鳴沢村社会福祉協議会	401-0320	南都留郡鳴沢村1584	0555-85-5008
富士河口湖町社会福祉協議会	401-0302	南都留郡富士河口湖町小立2487	0555-72-1430
小菅村社会福祉協議会	409-0211	北都留郡小菅村6027	0428-87-0431
丹波山村社会福祉協議会	409-0300	北都留郡丹波山村2901	0428-88-0480

(3) 山梨県生涯学習推進センター

所在地 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1丁目6-1 山梨県防災新館 1階
電話番号 055-223-1853
FAX番号 055-223-1855
開館時間 9:00～21:00
休館日 第1・3月曜日(その日が祝日の場合は翌日)、年末・年始(12月29日～1月3日)
ホームページ センターのホームページ <https://www.manabi.pref.yamanashi.jp/center/>
やまなしまナビネット <https://www.manabi.pref.yamanashi.jp/>

(4) 放送大学山梨学習センター

所在地 〒400-0016 甲府市武田4-4-37(山梨大学構内)
電話番号 055-251-2238
FAX番号 055-251-2193
開所時間 9:10～17:40
閉所日 毎月曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
ホームページ 山梨学習センターのウェブサイト
<https://www.sc.oui.ac.jp/center/yamanashi/>
放送大学ウェブサイト <https://www.oui.ac.jp/>

2 ボランティア活動や生涯学習活動の休暇制度について

項目	内容	期間
<p>ボランティア休暇</p> <p>山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例 15 条 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則 15 条の2</p>	<p>ボランティア休暇は、職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行う場合、その勤務しないことが相当であると認められるときにおける休暇。(有給休暇)</p> <p>① 地震、暴風雨、噴火等により災害が発生した場合における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>② 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて人事委員会が定めるものにおける活動</p> <p>③ 前二号に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p> <p>④ 国又は地方公共団体その他の公共的団体(以下「国等」という。)の主催又は後援による環境整備、植林緑化その他の環境を保全する活動</p> <p>⑤ 国等が主催し、又は後援して行われる国際交流事業に伴い通訳その他の外国人を支援する活動</p> <p>⑥ 青少年の心身の健全な成長に資することを目的として行われるスポーツ活動、野外活動その他児童又は生徒の体験活動を指導する活動</p>	<p>1年に5日以内</p>
<p>修学部分休業</p> <p>山梨県職員の修学部分休業に関する条例</p>	<p>公務の運営に支障がなく、かつ、職員の公務に関する能力の向上に資すると認められ、学校教育法による大学(大学院・法科大学院等を含む)における修学のため、2年を超えない範囲内において、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを任命権者から承認されたとき(勤務しない時間について、1時間あたりの給与額を減額)</p>	<p>一週間当たりの通常の勤務時間の1/2を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、5分を単位として行う</p>
<p>自己啓発等休業</p> <p>山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例/規則</p>	<p>任命権者は、職員としての在職期間が2年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業をすることを承認することができる。(無給)</p> <p>※大学等課程の履修</p> <p>①学校教育法規定する大学(当該大学に置かれる専攻科及び大学院を含む。)</p> <p>②学校教育法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設</p> <p>③①・②に掲げる教育施設に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)</p> <p>※国際貢献活動</p> <p>いわゆる「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「日系社会青年ボランティア」及び「日系社会シニア・ボランティア」として従事する活動並びに国連ボランティア計画が日本国政府を通じ派遣を要請し、これに基づき独立行政法人国際協力機構から推薦され従事する活動とすること。</p> <p>※独立行政法人国際協力機構(JICA)のボランティアサイトを参照 http://www.jica.go.jp/volunteer/index.html</p>	<p>大学等課程の履修のための休業にあつては2年(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として人事委員会規則で定める場合は、3年)を超えない範囲内</p> <p>国際貢献活動のための休業にあつては3年を超えない範囲内</p>